

石福総第 2684 号
令和 6 年 2 月 5 日

石狩市社会福祉審議会
会長 鈴木幸雄 様

石狩市長 加藤龍幸

石狩市社会福祉審議会条例（平成 8 年条例第 6 号）第 2 条に基づく
諮問について

下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

- 1 産後ケア事業（日帰り型）の自己負担額について
- 2 高齢者等新型コロナワクチン接種の自己負担額について

以上

令和6年2月5日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市社会福祉審議会

会長 鈴木 幸 雄

産後ケア事業（日帰り型）及び高齢者等新型コロナワクチン接種の
自己負担額について（答申）

令和6年2月5日付け石福総第2684号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

1 産後ケア事業（日帰り型）の自己負担額について

産後ケア事業への日帰り型の導入は、産後の母親の心身のケアなど育児支援の一層の充実を図るものであり、その自己負担額は、他の産後ケア事業と同様に子育て世帯の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものであることから妥当であると判断する。

2 高齢者等新型コロナワクチン接種の自己負担額について

高齢者等を対象とした新型コロナワクチンの接種は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に、令和6年度から定期の予防接種として実施されるものであり、その自己負担額は、他のワクチン接種と同様に被接種者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものであることから妥当であると判断する。

以上